

令和7年度 宮城県ユニバーサルデザインタクシー 普及促進事業費補助金

補助事業実施の手引き



令和7年5月
宮城県経済商工観光部自動車産業振興室

お問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 自動車産業振興室 企画班 UDタクシー補助事業担当

電話：022-211-2724

住所：〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1（宮城県行政庁舎14階）

☆下記の時間帯にお問い合わせください。

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12月27日～1月4日を除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

☆来庁される場合は、事前に来庁日時をご連絡ください。

内容

1. 制度概要.....	1
1 補助金の趣旨.....	1
2 補助事業.....	1
3 補助対象事業者.....	1
4 補助対象車両.....	2
5 補助対象経費.....	3
6 補助金額.....	3
7 交付の条件.....	3
2. タクシー事業者を求める要件.....	4
1 UDタクシーの運送の適切な実施（研修実施）について.....	4
2 UDタクシーの普及・啓発に関する取組について.....	4
3. 手続きの流れ（事業の流れ）.....	5
4. 手続きの方法.....	6
1 書類の提出方法・提出先.....	6
2 交付申請.....	7
3 変更承認申請.....	9
4 実績報告.....	9
5 その他の手続き.....	11
5. 交付申請手続き時の添付書類の留意事項.....	12
1 登記事項証明書.....	12
2 住民票の写し.....	12
3 県税の納税証明書.....	12
6. 事業完了後の留意事項.....	13
1 財産の管理・処分の制限.....	13
2 届出事項.....	13
3 帳簿の保管.....	13
7. よくある質問.....	14
（参考）	
補助金交付要綱.....	15
様式等.....	23
記載例.....	46
交付申請書.....	47
変更承認申請書.....	55
実績報告書.....	60

1. 制度概要

1 補助金の趣旨

本補助金は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」といいます。）の普及及び利活用を促進し、自動車関連企業の県内進出や、県内企業の取引拡大・新規参入による県内の自動車関連産業の振興を図るため、タクシー事業者及びリース事業者がUDタクシーの購入に要する経費について、県がその一部を補助するものです。

2 補助事業

補助金の対象となる事業は、タクシー事業者^{※1}及びリース事業者^{※2}がUDタクシー^{※3}を導入する事業です。

- ※1 タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、福祉輸送事業限定（平成18年9月25日付国自旅第169号に規定する福祉輸送事業限定をいう。）を除く。）を経営する者。
- ※2 タクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者。
- ※3 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき認定を受けたUDタクシー。

3 補助対象事業者

補助金の交付申請を行うことができるもの（申請者）は、以下全ての要件を満たすタクシー事業者及びリース事業者です。

〔要件〕

- （1）県内に住所を有する個人又は県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- （2）全ての県税に未納がないこと。
- （3）補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

なお、申請者がリース事業者の場合には、貸与先のタクシー事業者もこれら全ての要件を満たす必要があります。タクシー事業者から徴収するリース料金は、本補助金及び補助事業に対して交付される他の補助金などの額を踏まえて、通常のリース料金から減額して設定してください。

※暴力団の排除について

上記の要件を満たす場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象となりません。また、申請者がリース事業者の場合、貸与先のタクシー事業者が以下のいずれかに該当する場合も、補助金の交付対象となりません。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等であるとき。
- (2) 事業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付申請時提出書類の「誓約書（様式第1号別紙3）」でこれらに該当しないことを誓約いただきます。また、申請者及び貸与先がこれらに該当するかどうかを宮城県警察本部に照会する場合があります。

4 補助対象車両

補助の対象となる車両は、以下全ての要件を満たすUDタクシーです。

- (1) 県内で生産された車両であること。
- (2) 宮城県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (3) タクシー事業を行うために使用する車両であること。
- (4) 令和7年度中に新規登録する車両（新車）であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録は除きます。
- (5) 本補助金の交付を過去に受けたことが無い車両であること。

補助対象となる車両の所有形態は下表のとおりです。

所有形態	車検証の記載	補助対象事業者
自己所有	所有者：タクシー事業者 使用者：タクシー事業者	タクシー事業者（所有者）
リース	所有者：リース事業者 使用者：タクシー事業者	リース事業者（所有者）

※所有権留保車両（ローン販売によるもの）は、補助対象とはなりません。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、UDタクシー車両本体の購入に要する経費で、消費税及び地方消費税は除きます。メーカーオプション価格、付属品価格は含みません。

値引き額がある場合には、車両本体価格から差し引いてください。下取り車両がある場合は、下取り車両の価格を差し引く必要はありません（交付申請時提出書類の「補助事業に要する経費」及び「補助対象経費」の欄には、下取り価格を含まない金額を記載してください）。

補助対象経費 = 車両本体価格 - 値引き額 ※消費税及び地方消費税は除く
--

6 補助金額

補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、補助限度額は以下のとおりです。千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てとなります。

認定レベル	区分	補助限度額
レベル1	国の補助※を受けない場合（県単独補助）	1台当たり80万円
レベル2	国の補助を受ける場合（国庫上乗せ補助）	1台当たり40万円
レベル準1	国の補助※を受けない場合（県単独補助）	1台当たり60万円
	国の補助を受ける場合（国庫上乗せ補助）	1台当たり40万円

※国の補助とは、国土交通省が実施する以下の補助金です。

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他）に基づくUDタクシー車両に係る補助金

なお、国の補助金の募集期間内に交付申請を行ったものの、予算等の都合等で交付決定を受けられなかった車両に限り、上記の補助金額の算定にかかわらず、レベル1又はレベル2に該当する車両は補助限度額を100万円、レベル準1に該当する車両は補助限度額を80万円とします。詳しくは、県にお問い合わせください。

国の補助制度については、国土交通省のWEBサイトをご覧ください。

国土交通省 補助金のご案内（タクシー関係）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000029.html

7 交付の条件

本補助金の交付の条件は以下のとおりです。交付決定後は、これらを順守してください。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更※をする場合は、あらかじめ「変更承認申請書（様式第2号）」を県に提出してください。

ただし、次の軽微な変更については、手続きは必要ありません。

- ① 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- ② 補助金の交付決定額に変更がない場合

※変更の具体例は、「4. 手続きの方法」の「3 変更承認申請（9ページ）」をご確認ください。

- (2) (1)に関わらず、国の補助金の交付決定を受けたときは、速やかに「変更承認申請書（様式第2号）」を県に提出してください。

式第2号)」を県に提出してください。

(3) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに県へ連絡してください。

① 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

※中止と廃止の違い

中止：計画の見直し等により、一旦、事業を取りやめること

廃止：事業そのものを取りやめること

② 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

③ 他の助成金等の交付を受けることとなった場合（予定又は見込みを含む）

2. タクシー事業者を求める要件

1 UDタクシーの運送の適切な実施（研修実施）について

本補助金によりUDタクシーを導入するタクシー事業者（リース事業者が申請する場合は貸与先）は、国土交通省の通達（平成30年11月8日付国自旅第185号「ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施について」をいう。）に基づき、関係法令の遵守を徹底するとともに、利用者への配慮及び必要な環境の整備に努める必要があります。

交付申請時の添付書類「研修計画等申告書（様式第 1 号別紙 2）」に研修計画を記載するほか、事業完了後、実績報告時の添付書類「研修実施状況等報告書（様式第 5 号別紙 2）」に研修の実施状況を記載してください。

【研修の具体例】

- ・実車を用いた乗降研修
- ・利用者（高齢者・障がい者）の接客研修
- ・専門講師による講義 など

2 UDタクシーの普及・啓発に関する取組について

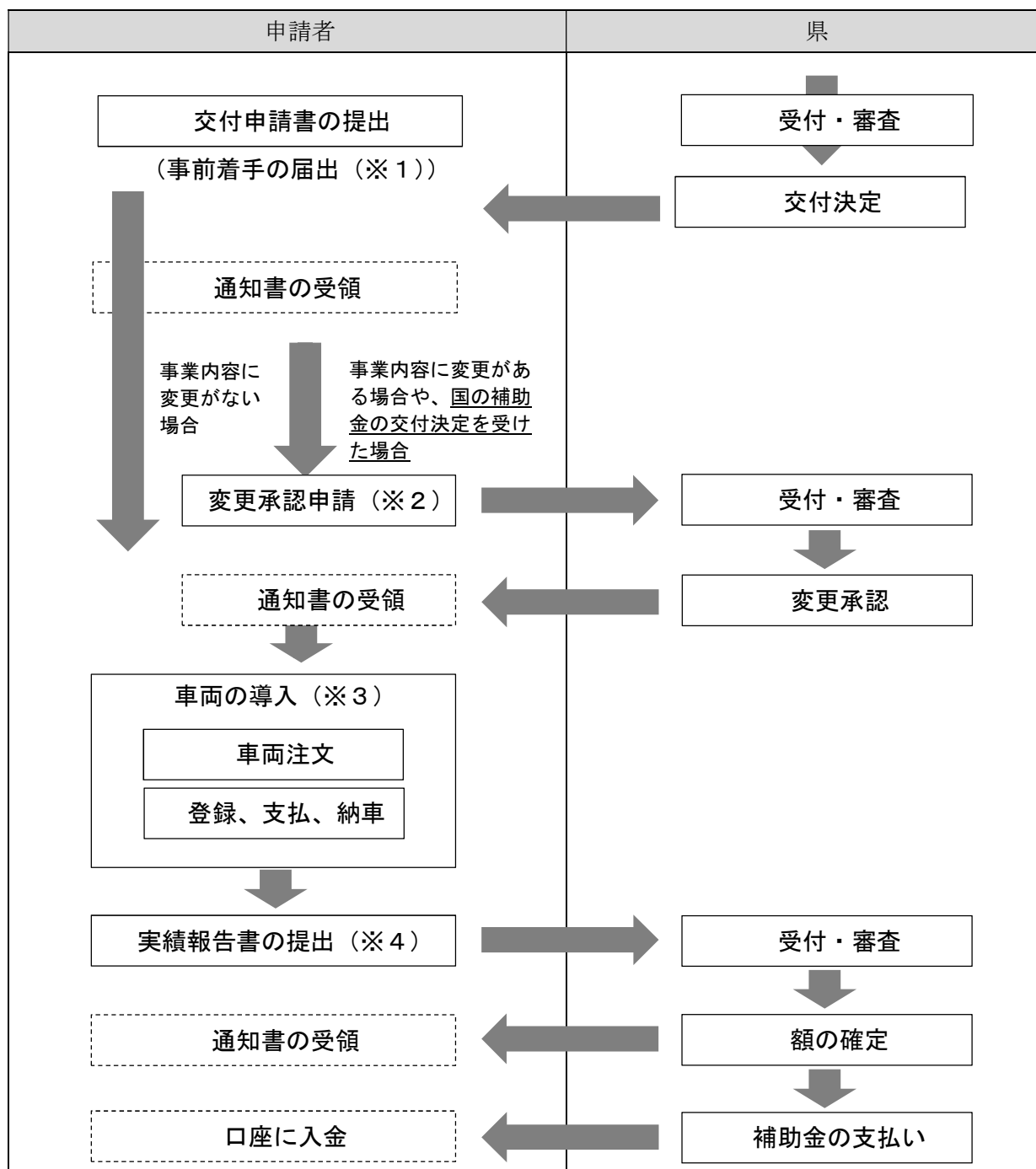
本補助金によりUDタクシーを導入するタクシー事業者（リース事業者が申請する場合は貸与先）は、UDタクシーの普及及び啓発のための取組について、計画を作成し、それを適切に実施する必要があります。

交付申請時の添付書類「研修計画等申告書（様式第 1 号別紙 2）」に取組計画を記載するほか、事業完了後、実績報告時の添付書類「研修実施状況等報告書（様式第 5 号別紙 2）」に取組の実施状況を記載してください。

【普及・啓発に関する取組の具体例】

- ・タクシー車内にUDタクシーの案内を掲示、利用呼びかけ
- ・当社ホームページにてUDタクシーの導入を告知 など

3. 手続きの流れ（事業の流れ）



※ 1 県の交付決定前に車両の導入（車両注文等）が必要な場合には、必ず県に事前に届出を行ってください。

※ 2 県の交付決定を受けた後に、事業内容に変更がある場合（購入台数の変更等）や、国の補助金の交付決定を受けた場合には、必ず県へ変更承認申請書を提出してください。

※ 3 令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）までに車両登録と車両代金の支払い（自動車販売店等への車両代金全額の支払い）の両方を完了する必要があります。いずれかが完了しない場合には、補助対象外となります。

※ 4 実績報告時に提出いただく請求書・領収書・リース契約書・自動車検査証等の写しの日付は、交付決定日以後の日付であり、かつ、令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）までの日付である必要があります。

4. 手続きの方法

1 書類の提出方法・提出先

(1) 提出方法

申請様式は、下記の宮城県自動車産業振興室のWEBサイトからダウンロードできます。印刷する場合は、日本工業規格A4サイズの用紙に片面印刷してください。

申請様式ダウンロード先 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jidousha/r7udtaxi.html>

手書きの場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付いたしません。

申請書類は、原則として郵送又は持参等で提出してください。郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残る方法によりお願いします。持参を希望される場合は、事前に来庁日時をご連絡いただきますようお願いいたします。

提出部数は、1部としますが、提出書類の記載内容や添付書類に関して、県から問い合わせる場合がありますので、必ずコピーを保管願います。

提出書類や添付書類に不備がある場合は、有効なものとしません。全ての書類が整った段階で受理しますので、記載漏れや書類の不備がないか十分に確認した上で提出願います。

提出書類に不備があった場合など、電話連絡をすることがありますので、申請書には必ず連絡がとれる電話番号を記載してください。また、連絡がとれない場合や、不備が補正されない場合は、お預かりした申請書類を返送いたします。

(2) 郵送・持参での提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎14階北側）

宮城県経済商工観光部 自動車産業振興室 企画班 UDタクシー補助事業担当

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12月27日～1月4日を除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

電話：022-211-2724

電子メール：jidoushak@pref.miyagi.lg.jp

2 交付申請

補助金の交付申請をする場合は、「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
受付期間は、令和7年5月1日（木曜日）から令和8年1月30日（金曜日）までです。

※受付期間内であっても、申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

※令和8年3月31日（火曜日）までに車両登録及び代金支払を完了する必要があります。

（1）必要書類一覧

番号	必要書類	自己所有		リース		
		法人	個人	リース 事業者	貸与先 (使用者)	
					法人	個人
1	補助金交付申請書（様式第1号）	○	○	○	—	—
2	事業計画書（様式第1号別紙1）	○	○	○	—	—
3	研修計画等申告書（様式第1号別紙2）	○	○	—	○	○
4	誓約書（様式第1号別紙3）	○	○	○	○	○
5	役員等名簿（様式第1号別紙4）	○	○	○	○	○
6	貸与料金算定根拠明細書（様式第1号別紙5）	—	—	○	—	—
7	車両代金見積書の写し	○	○	○	—	—
8	国の交付決定通知の写し ※国補助を受ける場合	○	○	○	—	—
9	登記事項証明書 <原本>	○	—	○	○	—
10	住民票の写し <原本>	—	○	—	—	○
11	県税の納税証明書 <原本>	○	○	○	○	○
12	補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し	○	○	○	—	—
13	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出いただきます				

（2）必要書類ごとの留意事項（いずれの書類も押印は不要です。）

番号	必要書類	留意事項
1	補助金交付申請書 （様式第1号）	※ 記載例：47 ページを参照願います。
2	事業計画書 （様式第1号別紙1）	・ 事業者の概要、事業の概要、車両導入計画、収支予算書について記載してください。 ※ 記載例：48～50 ページを参照願います。
3	研修計画等申告書 （様式第1号別紙2）	・ リース事業者が申請する場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修計画等申告書が必要です。 ※ 記載例：51 ページを参照願います。
4	誓約書 （様式第1号別紙3）	・ 暴力団排除に関する誓約書です。

		・リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の誓約書が必要です。 ※ 記載例：52 ページを参照願います。
5	役員等名簿 (様式第1号別紙4)	・申請者が個人の場合は、申請者本人について記載してください。 ・リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の役員等名簿が必要です。(貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、タクシー事業者本人について記載してください) ※ 記載例：53 ページを参照願います。
6	貸与料金算定根拠明細書 (様式第1号別紙5)	・リース事業者が申請する場合に必要です。 ※ 記載例：54 ページを参照願います。
7	車両代金見積書の写し	・車両本体価格及びその値引きの額、他の費用が明記されているものがが必要です。
8	国の交付決定通知の写し	・国の補助金の交付決定を受けた場合に必要です。
9	登記事項証明書 <原本> (現在事項証明書 又は履歴事項証明書)	・申請者が法人の場合に必要です。 ・リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が法人の場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の登記事項証明書が必要です。 ・申請日時点で、<u>発行から3か月以内</u>のものに限ります。 ※ 留意事項：12 ページを参照願います。
10	住民票の写し <原本>	・申請者が個人の場合に必要です。 ・リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、貸与先のタクシー事業者の住民票の写しが必要です。 ・申請日時点で、<u>発行から3か月以内</u>のものに限ります。 ※ 留意事項：12 ページを参照願います。
11	県税の納税証明書 <原本>	・すべての県税について未納がないことを証明しているものがが必要です。 ・リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の納税証明書が必要です。 ・申請日時点で、<u>発行から3か月以内</u>のものに限ります。 ※ 留意事項：12 ページを参照願います。
12	標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し	・自動車販売店等から写しを取得してください。
13	その他知事が必要と認める書類	・補助金額の加算を希望する場合は、国の補助金の募集期間内に交付申請を行ったものの、交付決定を受けられなかったことが分かる書類を提出してください。

3 変更承認申請

交付申請に基づく県の交付決定後、補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ「変更承認申請書（様式第2号）」を提出する必要があります。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りではありません。

※国の補助金の交付決定を受けた場合は必ず変更承認申請が必要です。

変更の具体例は下表のとおりです。その他、不明点がある場合には、県までご連絡ください。

補助事業の内容の変更 → <u>変更承認申請が必要</u>	・車両導入台数の減少（3台→2台に変更など） ・県補助金の申請額に変更（減額）が発生する場合 ・国の補助金やその他助成金を受けることになった場合
軽微な変更 →変更承認申請は不要	・購入車両のグレードやオプションの変更 ・事業完了が早まる場合（交付申請書に記載した事業完了予定日より遅れそうな場合は県へご連絡ください）

（1）必要書類一覧

番号	必要書類	自己所有		リース		
		法人	個人	リース事業者	貸与先（使用者）	
					法人	個人
1	変更承認申請書（様式第2号）	○	○	○	—	—
2	事業計画書（様式第2号別紙1）	○	○	○	—	—
3	貸与料金算定根拠明細書（様式第2号別紙2）	—	—	○	—	—
4	国の交付決定通知の写し（国補助を受ける場合）	○	○	○	—	—
5	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出いただきます				

（2）必要書類ごとの留意事項（いずれの書類も押印は不要です。）

番号	必要書類	留意事項
1	変更承認申請書 （様式第2号）	※ 記載例：55ページを参照願います。
2	事業計画書 （様式第2号別紙1）	※ 記載例：56～58ページを参照願います。
3	貸与料金算定根拠明細書 （様式第2号別紙2）	・リース事業者が申請する場合に必要です。 ※ 記載例：59ページを参照願います。
4	国の交付決定通知の写し	・国の補助金の交付決定を受けた場合に必要です。
5	その他知事が必要と認める書類	・必要に応じて、個別に提出を依頼します。

4 実績報告

補助事業が完了（車両登録と車両代金の支払いの両方が完了）した日から1か月以内または

令和8年4月20日（月曜日）のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書（様式第5号）」を提出してください。

※令和8年3月31日（火曜日）までに車両登録及び代金支払を完了する必要があります。

（1）必要書類一覧

番号	必要書類	自己所有		リース		
		法人	個人	リース事業者	貸与先（使用者）	
					法人	個人
1	補助事業実績報告書（様式第5号）	○	○	○	—	—
2	事業報告書（様式第5号別紙1）	○	○	○	—	—
3	研修実施状況等報告書（様式第5号別紙2）	○	○	—	○	○
4	債権者登録票	○	○	○	—	—
5	補助対象車両の購入代金に係る請求書等の写し	○	○	○	—	—
6	車両代金支払いに係る領収書等の写し	○	○	○	—	—
7	リース契約書の写し	—	—	○	—	—
8	補助対象車両の自動車検査証の写し	○	○	○	—	—
9	補助対象車両の写真	○	○	○	—	—
10	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出いただきます				

（2）必要書類ごとの留意事項（いずれの書類も押印は不要です。）

番号	必要書類	留意事項
1	補助事業実績報告書 （様式第5号）	※ 記載例：60 ページを参照願います。
2	事業報告書 （様式第5号別紙1）	※ 記載例：61～63 ページを参照願います。
3	研修実施状況等報告書 （様式第5号別紙2）	・ 補助事業者がリース事業者の場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修実施状況等報告書が必要です。 ※ 記載例：64 ページを参照願います。
4	債権者登録票	・ 補助金の振込先口座を記入してください。 ・ 県の事務手続の都合上、実績報告の前に提出を求められることがあります。ご協力お願いします。
5	補助対象車両の購入代金 に係る請求書等の写し	・ 車両を特定できる情報（登録番号、車台番号等）、購入費用の内訳（車両本体価格、オプション、諸費用等）及び車名・グレードが確認できるものが必要です。 ・ <u>請求書等の宛先は補助事業者であることが必要です。</u> ・ <u>請求書等の日付はR8.3.31までのものが必要です。</u> ・ <u>請求書の日付は交付決定後であることが必要です。</u> <u>（交付決定前着手届を提出した場合を除く）</u>

6	車両代金支払いに係る領収書等の写し	・領収書等の宛先は補助事業者であることが必要です。 ・領収書等の日付は R8. 3. 31 までのものが必要です。 ・領収書の日付は交付決定後であることが必要です。 (交付決定前着手届を提出した場合を除く)
7	リース契約書の写し	・補助事業者がリース事業者の場合に必要です。 ・対象車両、契約期間、リース料金総額及び月額リース料金が確認できるものが必要です。 ・申請時に提出された「貸与料金算定根拠明細書」に基づきリース料金が設定されていることを確認します。 ・契約書の日付は R8. 3. 31 までのものが必要です。
8	補助対象車両の自動車検査証の写し	・所有者は補助事業者であることが必要です。 ・補助事業者がリース事業者の場合には、使用者は貸与先のタクシー事業者であることが必要です。 ・使用の本拠の位置は県内であることが必要です。 ・登録日は R8. 3. 31 までのものが必要です。
9	補助対象車両の写真	・①車両前方、②車両後方、③スロープ、④車両内部(手すり、車いす固定装置)の写真が必要です。 ※①、②はナンバープレートも撮影してください。 【写真サンプル】  ①車両前方  ②車両後方  ③スロープ  ④手すり  ④車いす固定装置
10	その他知事が必要と認める書類	・必要に応じて、個別に提出を依頼します。

5 その他の手続き

交付決定後に、やむを得ない事由等により、補助事業を中止（廃止）する場合や、予定の期間内に事業完了（車両登録及び代金支払い）が難しい場合には、速やかに県へ連絡の上、その指示を受けてください。補助事業を中止（廃止）する場合は、「中止（廃止）承認申請書（様式第3号）」の提出が必要になります。

5. 交付申請手続時の添付書類の留意事項

1 登記事項証明書

申請者が法人の場合に必要です。法務局で、現在事項証明書又は履歴事項証明書の交付を受け、**原本を提出**してください。申請日時点で、**発行から3か月以内**のものが必要となります。

リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が法人の場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の登記事項証明書が必要です。

2 住民票の写し

申請者が個人の場合に必要です。市役所・町村役場の窓口で住民票の写し（謄本・抄本のいずれでも可）の交付を受け、**原本を提出**してください。申請日時点で、**発行から3か月以内**のものが必要となります。

マイナンバーが記載されていない住民票の写しを提出願います。マイナンバーが記載されている場合はマイナンバー部分を黒塗りするなど、他者が読み取れないようにして提出願います。

リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、貸与先のタクシー事業者の住民票の写しが必要です。

3 県税の納税証明書

すべての県税について未納がないことを証明しているものがが必要です。下表の県税事務所で交付を受け、**原本を提出**してください。申請日時点で、**発行から3か月以内**のものに限ります。申請者の住所又は所在地に関係なく、各県税事務所のいずれでも取得可能です。

納税証明書交付申請書の使用目的には、「補助金申請のため」と記入してください。

リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の両方の納税証明書が必要です。

納税証明書の発行には1通当たり400円の手数料がかかります。

県税事務所一覧

No	事務所名	電話番号	所在地
1	大河原県税事務所	0224-53-3111(代)	柴田郡大河原町字南 129-1 大河原合同庁舎 1 階
2	仙台南県税事務所	022-248-2986	仙台市太白区長町 7-22-20
3	仙台中央県税事務所	022-715-0625	仙台市青葉区上杉 1-2-3 宮城県自治会館 1 階
4	仙台北県税事務所	022-275-9122	仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 仙台合同庁舎 3 階
5	塩釜県税事務所	022-365-4194	塩竈市錦町 5-28
6	北部県税事務所	0229-91-0704	大崎市古川旭 4-1-1 大崎合同庁舎 3 階
7	北部県税事務所 栗原地域事務所	0228-22-2111(代)	栗原市築館藤木 5-1 栗原合同庁舎 2 階
8	東部県税事務所	0225-95-1411(代)	石巻市あゆみ野 5-7 石巻合同庁舎 3 階
9	東部県税事務所 登米地域事務所	0220-22-6111(代)	登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 登米合同庁舎 2 階
10	気仙沼県税事務所	0226-24-2121(代)	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 気仙沼合同庁舎 1 階

6. 事業完了後の留意事項

1 財産の管理・処分の制限

補助金の交付を受けて導入した車両については、善良な管理者の注意※をもって管理するとともに、効率的運用を図ってください。（※一般的・客観的に通常期待される程度の注意）

また、購入した車両は、**原則として処分（損壊、廃棄、転用、譲渡、交換、貸付※、担保に供する処分）することは認められません（県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することを含む）。**（※申請に基づきリース事業者がタクシー事業者へ貸与する場合は除きます）

車両を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります。あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第6号）」を提出し、知事の承認を受けてください。

なお、知事の承認が必要となる期間は、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間となります。

また、車両の処分により収入があったと認められた場合は、**補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求める**ことがあります。**車両を処分する際には、必ず、事前に県までご連絡をいただき、ご確認願います。**

2 届出事項

申請者（申請者がリース事業者の場合は、貸与先も含む）の住所又は氏名（法人の場合、所在地又は名称）を変更した場合、速やかに「住所等変更届出書（様式第7号）」を提出してください。その際は、添付書類として「住民票の写し」又は「登記事項証明書（履歴事項証明書）」など変更内容が確認できる書類を添付願います。

（1）補助対象事業者の住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称）を変更したとき。

（2）補助対象事業者がリース事業者の場合は、補助対象車両の使用者の住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称）が変更されたとき。

※ 補助対象車両の使用の本拠の位置を変更する場合（県内での移転）は届出不要です。ただし、県外に使用の本拠の位置を移転させて使用することは認められません。

3 帳簿の保管

補助事業が完了した後は、取得財産（補助対象車両）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしてください。

当該補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類（原本）は、補助対象車両を取得した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管してください。

7. よくある質問

Q 同一事業者で複数台の申請は可能ですか。

A 可能です。

Q 他の団体の補助金を受けることはできますか。

A 他の団体（国、市町村など）の補助金と併用いただけます。

ただし、国土交通省の補助金の交付を受ける場合、県の補助限度額は1台当たり40万円となります。（国の補助を受けない場合の補助限度額は車両の認定レベル等によって異なります。）

Q 宮城県外の事業者は補助対象となりますか。

A 本社が宮城県外の事業者でも、宮城県内に事務所又は事業所があり、自動車検査証上の使用の本拠が宮城県内（宮城ナンバー又は仙台ナンバー）となる場合は補助対象となります。

反対に、宮城県内に本社があっても、自動車検査証上の使用の本拠が宮城県外となる場合は補助対象になりません。

Q 自家用有償旅客運送に使用する車両は補助対象となりますか。

A 補助対象になりません。一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）に使用する車両が補助対象となります。タクシー事業者が車両を導入する場合でも、社内業務に使用するなど、タクシーとして使用しない場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q 割賦（ローン）で購入した場合、補助対象となりますか。

A 割賦購入などにより所有権が留保されているものは、補助対象になりません。リースによる導入の場合は、リース事業者に対して補助金を交付します。

Q 中古車は補助対象となりますか。

A 補助対象になりません。補助の対象となるのは、新車のみです。

Q 既にUDタクシーを導入していますが、補助対象となりますか。

A 補助対象になりません。県の交付決定を受けてから購入した車両が補助対象となります。

Q 自動車の納車が当初の予定よりも遅れそうです。どうしたらよいですか。

A 補助金の申請時に記載いただいた事業完了予定日より遅れる場合は、速やかに県へ連絡してください。

なお、年度内（令和8年3月31日まで）に車両の新規登録及び代金支払が完了しない場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

これから申請をされる方については、納車時期を事前に自動車販売店等にご確認の上、本補助金の申請をしてください。

宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及及び利活用を促進し、自動車関連企業の県内進出及び県内企業の取引拡大・新規参入による県内の自動車関連産業の振興を図るため、タクシー事業者及びリース事業者がユニバーサルデザインタクシーの購入に要する経費について、タクシー事業者及びリース事業者に対し、予算の範囲内において宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金（第4条第2項及び第7条第1項各号を除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づき認定を受けたユニバーサルデザインタクシーをいう。
- (2) タクシー事業者 タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、福祉輸送事業限定（平成18年9月25日付国自旅第169号に規定する福祉輸送事業限定をいう。）を除く。第5条第2号において同じ。）を営業者をいう。
- (3) リース事業者 タクシー事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、タクシー事業者及びリース事業者がユニバーサルデザインタクシーを導入する事業とする。

(補助対象事業者等)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、タクシー事業者又はリース事業者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 県内に住所を有する個人又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 全ての県税に未納がないこと。
- (3) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

2 リース事業者が補助対象事業者となる場合においては、貸与先のタクシー事業者についても前項各号に掲げる全ての要件に適合するものとし、タクシー事業者から徴収するリース料金は、本補助金及び補助事業に対して交付される他の補助金又は助成金並びにこれに類するもの（以下「他の助成金等」という。）の額を踏まえて、通常のリース料金から減額して設定するものとする。

(補助対象車両)

第5条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するユニバーサルデザインタクシーとする。

- (1) 県内で生産された車両であること。
- (2) 県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (3) タクシー事業を行うために使用する車両であること。
- (4) 国土交通省が所轄する運輸支局又は検査登録事務所において、知事が補助金の交付の決定をした会計年度の終了の日までに、新規登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録をいう。）された車両であること。ただし、登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。
- (5) 本補助金の交付を過去に受けたことが無い車両であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ユニバーサルデザインタクシーの車両本体の購入に要する経費であり、知事が必要と認めたものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(補助金の額及び補助限度額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、補助限度額は、認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当する車両の場合は1台当たり80万円とし、認定レベル準1に該当する車両の場合は1台当たり60万円とする。ただし、補助対象車両が国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号他）に基づく補助金の交付決定を受けたときは、補助限度額を1台当たり40万円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、国の補助金の交付要件を満たし、募集期間内に交付申請を行ったものの、予算等の都合で交付決定を受けられなかった車両に限り、認定要領の認定レベル1又はレベル2に該当する車両の場合は補助限度額を1台当たり100万円とし、認定レベル準1に該当する車両の場合は補助限度額を1台当たり80万円とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、第7条第1項ただし書に該当することとなった場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 他の助成金等の交付を受けることとなった場合（予定又は見込みを含む）は、速やかに知事に報告すること。

(補助事業の内容の変更)

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合には、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、第7条第1項ただし書各号に該当することとなった場合には、速やかに変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 変更承認申請書に添付しなければならない書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第14条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出の状況について報告を求めたときは、速やかに補助事業の遂行及び支出の状況を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(交付決定前着手)

第15条 補助事業の着手は、原則として第9条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ知事に交付決定前着手を届け出なければならない。

(実績報告)

- 第16条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は様式第5号によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付方法)

- 第17条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(財産の管理)

- 第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める処分を制限する財産は、補助事業により取得した車両とする。
- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施)

- 第20条 補助対象車両を使用するタクシー事業者は、国土交通省の通達（平成30年11月8日付国自旅第185号「ユニバーサルデザインタクシーの運送の適切な実施について」をいう。）に基づき、道路運送法第13条の規定その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、利用者への配慮及び必要な環境の整備に努めるものとする。

(ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発)

- 第21条 補助対象車両を使用するタクシー事業者は、ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組みについて計画を作成し、それを適切に実施するものとする。

(暴力団の排除)

- 第22条 第4条の規定にかかわらず、補助対象事業者又はリース事業者が補助対象車両を貸与するタクシー事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等を

いう。以下同じ。)であるとき。

(2) 事業者(暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、必要に応じ補助対象事業者又はリース事業者が補助対象車両を貸与するタクシー事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者又は補助対象車両の使用人が、第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条から第18条の規定を準用する。

(届出事項)

第23条 補助事業者は、規則第21条ただし書に規定する知事が定める期間内において、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに様式第7号による住所等変更届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業者の住所又は氏名(法人にあっては、所在地又は名称)を変更したとき。

(2) 補助事業者がリース事業者の場合は、補助対象車両の使用人の住所又は氏名(法人にあっては、所在地又は名称)が変更されたとき。

(その他必要な事項)

第24条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

(令和4年度予算に係る補助金における補助限度額の特例)

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度予算に係る補助金における補助限度額については、第7条第1項中「60万円」とあるのは「80万円」と、「20万円」とあるのは「40万円」とし、第3項に「前2項の規定にかかわらず、国の補助を受けない場合で、年度当初に

購入が必要な場合や国の補助を要望したものの受けられなかった場合は、補助限度額を1台当たり100万円とする。」を加える。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月22日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月10日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 補助金交付申請書の添付書類（第 8 条関係）

1	事業計画書（様式第 1 号別紙 1）
2	研修計画等申告書（様式第 1 号別紙 2） ※ リース事業者が申請する場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修計画等申告書が必要
3	誓約書（様式第 1 号別紙 3） ※ 暴力団排除に関する誓約書 ※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の誓約書が必要
4	役員等名簿（様式第 1 号別紙 4） ※ 申請者が個人の場合は、申請者本人について記載 ※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の役員等名簿が必要（貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、タクシー事業者本人について記載）
5	貸与料金算定根拠明細書（様式第 1 号別紙 5） ※ リース事業者が申請する場合に必要
6	車両代金見積書の写し ※ 本体価格及びその値引きの額、他の費用が明記されているもの
7	国の交付決定通知の写し ※ 第 7 条第 1 項ただし書に該当することとなった場合に必要。
8	登記事項証明書 ＜原本・発行から 3 か月以内＞ （現在事項証明書又は履歴事項証明書） ※ 申請者が法人の場合に必要 ※ リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が法人の場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の登記事項証明書が必要
9	住民票の写し ＜原本・発行から 3 か月以内＞ ※ 申請者が個人の場合に必要 ※ リース事業者が申請する場合で貸与先のタクシー事業者が個人の場合は、貸与先のタクシー事業者の住民票の写しが必要
10	県税の納税証明書 ＜原本・発行から 3 か月以内＞ ※ すべての県税について未納がないことを証明する納税証明書が必要 ※ リース事業者が申請する場合は、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の納税証明書が必要
11	補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し ※ 自動車販売店等から写しを取得
12	その他知事が必要と認める書類

別表 2 変更承認申請書の添付書類（第 11 条関係）

1	事業計画書（様式第 2 号別紙 1）
2	貸与料金算定根拠明細書（様式第 2 号別紙 2） ※ リース事業者が申請する場合に必要
3	その他知事が必要と認める書類

別表 3 補助事業実績報告書の添付書類（第 16 条関係）

1	事業報告書（様式第 5 号別紙 1）
2	研修実施状況等報告書（様式第 5 号別紙 2） ※ 補助事業者がリース事業者の場合は、貸与先のタクシー事業者が作成した研修実施状況等報告書が必要
3	債権者登録票
4	補助対象車両の購入代金に係る請求書等の写し ※ 車両を特定できる情報（登録番号、車台番号等）、購入費用の内訳（車両本体価格、オプション、諸費用等）及び車名・グレードが確認できるもの
5	車両代金支払いに係る領収書等の写し
6	リース契約書の写し ※ 補助事業者がリース事業者の場合のみ必要 ※ 対象車両、契約期間、リース料金総額及び月額リース料金が確認できるもの
7	補助対象車両の自動車検査証の写し
8	補助対象車両の写真 ①車両前方、②車両後方、③スロープ、 ④車両内部（認定レベル 1 又はレベル 2 の場合は乗降用手すりとは車いす固定装置、認定レベル 1 の場合は手すりとは車いす固定装置） （①、②はナンバープレートも撮影すること）
9	その他知事が必要と認める書類

様式第1号（第8条関係）

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
交付申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容 別紙「事業計画書」のとおり

2 補助金交付申請額 金 円

3 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）研修計画等申告書
- （3）誓約書
- （4）役員等名簿
- （5）貸与料金算定根拠明細書（リース事業者の場合）
- （6）車両代金見積書の写し
- （7）国の交付決定通知の写し（国の補助金の交付決定を受けた場合）
- （8）登記事項証明書（法人の場合）
- （9）住民票の写し（個人の場合）
- （10）県税の納税証明書
- （11）補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- （12）その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者の概要

氏名又は名称			
住所又は所在地			
代 表 者 名			
従 業 員 数		資本金又は出資金	
申請担当者の連絡先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	Email		

2 事業の概要

事業実施場所		
事 業 内 容	導入予定台数	台
	車両導入計画	「3 車両導入計画」のとおり
	事業完了予定日	年 月 日

3 車両導入計画

No.	車名	型式	使用の本拠の 位置（市町村名）	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費 （車両本体価格）	県補助申請額	国補助 申請状況	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
2				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
3				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
4				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
5				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
計					円	円		円	円

登録形態	自己所有 ・ リース
------	------------

※リースの場合は、貸与料金算定根拠明細書を作成し、添付すること。

4 収支予算書

I 収入関係 (年度) (単位：円)

区 分	金 額	調 達 先	備 考
県補助金			
国補助金			
他の助成金等			
自己資金等			
合 計			

II 支出関係 (年度) (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象 経 費 (b)	県補助金 申 請 額	備 考
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両購入費用				
合 計				

研修計画等申告書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(タクシー事業者)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者名

以下のとおり申告します。

1 タクシー事業の概要

業務体制	車両数	台	(うちユニバーサルデザインタクシー	台)
	運転手	人	(うちユニバーサルデザインタクシー運転手	人)

2 ユニバーサルデザインタクシー運送に関する研修計画

計画内容	計画期間	年 月 日～ 年 月 日
	計画実施回数	運転者向け 回、教育担当者向け 回
	計画実施場所	
	計画実施人数	運転者 人、教育担当者向け 人
	研修実施内容	【運転者向け】 (乗務員当たり 分) 【教育担当者向け】

3 ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組計画

計画内容	
------	--

誓 約 書

私（法人である場合は当社）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙 4「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助業事者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

※ リース事業者が申請する場合、リース事業者及び貸与先のタクシー事業者の誓約書が必要。

※ 添付書類 役員等名簿（別紙 4）

役員等名簿

No	役職	シメイ (半角カナ)	氏名 (全角漢字)	生年月日(半角)				性別 (男:M、 女:F)	商号又は名称	住 所
				元号 (T・S・ H・R)	年	月	日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

元号(T:大正、S:昭和、H:平成、R:令和)

性別(M:男性、F:女性)

法人の場合は、登記事項証明書に記載のあるすべての役員等(監査役も含む)について記載願います。

個人事業主の場合は、事業主本人について記載願います。

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(リース事業者)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者名

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
代 表 者 名	

2 貸与する車両・リース期間・リース料金

No.	車名	型式	リース 期間 (月数)	リース料金 (税抜) (上段：総額 下段：月額)		
				補助金 なしの場合	補助金 有りの場合	差額
1			か月	円	円	円
				円	円	円
2			か月	円	円	円
				円	円	円
3			か月	円	円	円
				円	円	円
4			か月	円	円	円
				円	円	円
5			か月	円	円	円
				円	円	円
計				円	円	円
				円	円	円

様式第2号（第11条関係）

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）貸与料金算定根拠明細書（リース事業者の場合）
- （3）その他知事が必要と認める書類

事業計画書（変更）

1 事業者の概要

氏名又は名称			
住所又は所在地			
代 表 者 名			
従 業 員 数		資本金又は出資金	
申請担当者の連絡先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	Email		

2 事業の概要

事業実施場所		
事 業 内 容	導入予定台数	台
	車両導入計画	「3 車両導入計画」のとおり
	事業完了予定日	年 月 日

3 車両導入計画

No.	車名	型式	使用の本拠の 位置（市町村名）	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費 （車両本体価格）	県補助申請額	国補助 申請状況	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
2				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
3				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
4				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
5				着手 年 月 日 完了 年 月 日	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
計					円	円		円	円

登録形態	自己所有 ・ リース
------	------------

※リースの場合は、貸与料金算定根拠明細書を作成し、添付すること。

4 収支予算書

I 収入関係 (年度) (単位：円)

区 分	金 額		調 達 先	備 考
	変更前	変更後		
県補助金				
国補助金				
他の助成金等				
自己資金等				
合 計				

II 支出関係 (年度) (単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 (a)		補助対象 経 費 (b)		県補助金 申 請 額 (b)×1/3 かつ 補助限度額以内		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
ユニバーサルデザイン タクシー車両購入費用							
合 計							

貸与料金算定根拠明細書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(リース事業者)
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 代表者名

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
代 表 者 名	

2 貸与する車両・リース期間・リース料金

No.	車名	型式	リース 期間 (月数)	リース料金 (税抜) (上段：総額 下段：月額)		
				補助金 なしの場合	補助金 有りの場合	差額
1			か月	円	円	円
				円	円	円
2			か月	円	円	円
				円	円	円
3			か月	円	円	円
				円	円	円
4			か月	円	円	円
				円	円	円
5			か月	円	円	円
				円	円	円
計				円	円	円
				円	円	円

様式第3号（第12条関係）

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業の概要

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第13条関係）

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
遅延等報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 遅延又は困難な理由及び原因
- 4 今後の措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
実績報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、以下のとおり完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の内容 別紙「事業報告書」のとおり

2 補助金申請額 金 円

3 関係書類

- （1）事業報告書
- （2）研修実施状況等報告書
- （3）債権者登録票
- （4）補助対象車両の購入代金に係る請求書等の写し
- （5）車両代金支払いに係る領収書等の写し
- （6）リース契約書の写し（リース事業者の場合）
- （7）補助対象車両の自動車検査証の写し
- （8）補助対象車両の写真
- （9）その他知事が必要と認める書類

事業報告書

1 事業者の概要

氏名又は名称			
住所又は所在地			
代 表 者 名			
従 業 員 数		資本金又は出資金	
担 当 者 の 連 絡 先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	Email		

2 事業実績

事業実施場所		
事 業 内 容	導入台数	台
	導入車両実績	「3 車両導入実績」のとおり
	事業完了日	年 月 日

3 車両導入実績

No.	車名	型式	車台番号	使用の本拠の 位置（市町村名）	補助対象事業の 完了日	補助対象経費 (車両本体価格)	県補助申請額	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1					年 月 日	円	円	円	円
2					年 月 日	円	円	円	円
3					年 月 日	円	円	円	円
4					年 月 日	円	円	円	円
5					年 月 日	円	円	円	円
計						円	円	円	円

登録形態	自己所有 ・ リース	貸与先の事業者 ※リースの場合のみ記入	住所又は所在地	
			氏名又は名称	

※リースの場合は、リース契約書の写しを添付すること。（複数台の契約の場合は、1台ごとの契約期間及びリース料金がわかる内訳を添付すること）

4 収支決算（見込）書

I 収入関係（ 年度） （単位：円）

区 分	金 額	調 達 先	備 考
県補助金			
国補助金			
他の助成金等			
自己資金等			
合 計			

II 支出関係（ 年度） （単位：円）

区 分	補助事業に 要した経費 (a)	補助対象 経 費 (b)	県補助金 申 請 額 (b) × 1/3 かつ 補助限度額以内	備 考
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両購入費用				
合 計				

研修実施状況等報告書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

(タクシー事業者)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

以下のとおり報告します。

1 タクシー事業の概要

業務体制	車両数	台	(うちユニバーサルデザインタクシー	台)
	運転手	人	(うちユニバーサルデザインタクシー運転手	人)

2 ユニバーサルデザインタクシー運送に関する研修の実施状況

研修 実施状況	実施期間	年 月 日～ 年 月 日
	研修実施回数	運転者向け 回、教育担当者向け 回
	研修実施場所	
	研修実施人数	運転者 人、教育担当者 人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・ (乗務員当たり 分) ・ ・ 【教育担当者向け】 ・ ・

3 ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組の実施状況

取組 実施状況	
------------	--

様式第6号（第19条関係）

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年度において宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
住所等変更届出書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（届出者）

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金に関して、下記のとおり住所等の変更がありましたので宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金交付要綱第23条の規定により届出します。

記

- 1 変更区分 該当する項目に○をつけてください。

	(1) 補助事業者の住所（所在地）又は氏名（名称）の変更
	(2) リース契約による場合の使用者の住所（所在地）又は氏名（名称）の変更

- 2 変更事項 変更のあった部分のみ記載してください。

	変更前	変更後
住所又は 所在地		
氏名又は 名称		

- 3 変更年月日 年 月 日

- 4 添付書類

- (1) 法人の場合 登記事項証明書（履歴事項証明書）等届出事項が確認できるもの
(2) 個人の場合 住民票の写し等届出事項が確認できるもの

債権者登録票

名 称		
代 表 者	役 職	
	氏 名	
所 在 地		
電話番号		
振 込 先 金融機関	名 称	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座 (いずれかを○で囲んでください)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

〈記入にあたっての留意事項〉

※1 各項目について、漏れなく記入してください。

※2 名称、代表者役職・氏名、所在地については、補助金交付申請書と一致させてください。

※3 振込先金融機関の各項目については、記入を間違えると支払不能となり、支払日が遅れてしまいますので、必ず通帳と確認の上、記入してください。

記 載 例

令和7年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
交付申請書

令和7年6月1日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

（申請者）

法人の場合は、代表者の役職
と氏名を記載してください。

住所又は所在地 仙台市青葉区本町3-8-1
氏名又は名称 県庁タクシー株式会社
代表者名 代表取締役 宮城 太郎

令和7年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容 別紙「事業計画書」のとおり

2 補助金交付申請額 金2,000,000円

別紙1（事業計画書）の
「3 車両導入計画」及び
「4 収支予算書」の県補助金
申請額を記載してください。

3 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）研修計画等申告書
- （3）誓約書
- （4）役員等名簿
- （5）貸与料金算定根拠明細書（リース事業者の場合）
- （6）車両代金見積書の写し
- （7）国の内示通知書又は交付決定通知の写し（国の補助金の内示又は交付決定を受けた場合）
- （8）登記事項証明書（法人の場合）
- （9）住民票の写し（個人の場合）
- （10）県税の納税証明書
- （11）補助対象車両の標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- （12）その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業者の概要

氏名又は名称	県庁タクシー株式会社		
住所又は所在地	仙台市青葉区本町3-8-1		
代表者名	代表取締役 宮城 太郎		
従業員数	50人	資本金又は出資金	1,000万円
申請担当者の連絡先	住所	仙台市青葉区本町3-8-1	
	所属	総務課	
	役職	主任	
	氏名	宮城 花子	
	電話	022X-XX-XXXX	
	FAX	022X-XX-XXXX	
	Email	kencho-taxi@XXX.pref.miyagi.jp	

法人の場合は、
本社所在地を記載

2 事業の概要

事業実施場所	仙台市太白区長町7-22-20 (長町営業所)	
事業内容	導入予定台数	3 台
	車両導入計画	「3 車両導入計画」のとおり
	事業完了予定日	令和7年 8月 31日

補助対象車両を配置する営業所の
所在地を記載してください。

「3 車両導入計画」に記載する完了予定日と一致させてください。(複数台購入の場合は、最も遅い日付)
最長で令和8年3月31日です。

「3 車両導入計画」に記載する
台数と一致させてください。

3 車両導入計画

完了予定日は、最長で
令和8年3月31日です。
(最も遅い日付で構いません)

値引き後の消費税抜きの金
額を記載してください。

国及び県以外の補助金・助成
金等について、申請予定も含
め記載してください。

No.	車名	型式	使用の本拠の 位置(市町村名)	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費 (車両本体価格)	県補助申請額	国補助 申請状況	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月1日 完了 令和7年7月31日	3,240,000 円	400,000 円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☒ 交付決定済	600,000 円	100,000 円
2	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月10日 完了 令和7年8月10日	3,240,000 円	800,000 円	☐ 申請なし ☒ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
3	JPN TAXI 和	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月1日 完了 令和7年8月31日	3,035,000 円	800,000 円	☒ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済		
				着手 完了		円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
5				着手 完了		円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
計					9,515,000 円	2,000,000 円		600,000 円	100,000 円

車名とグレード名を
記載してください。

使用の本拠の位置として
登録する予定の市町村名
を記載してください。

着手予定日は車両発注の予定日、
完了予定日は車両登録と代金支払
の両方が完了する予定日を記載し
てください。
(申請日から10日以上先の日程
となっているか要確認)

国補助申請状況を
「☒交付決定済」とした
場合のみ、交付決定金額
を記載してください。

登録形態

自己所有 ・ リース

該当する登録形態を○で
囲んでください。

※リースの場合は、貸与料金算定根拠明細書を作成し、添付すること。

6台以上申請する場合は、本用紙を複数枚用意の上、1枚目の用紙に補助対象
経費、県補助申請額、国補助交付決定額、他の助成金等の額の計をそれぞれ記
入してください。(1枚目以外の用紙の合計欄には記載しないこと。)

4 収支予算書

I 収入関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	金 額	調 達 先	備 考
県補助金	2,000,000	宮城県	「3 車両導入計画」の 国補助交付決定額の計を 記載してください。
国補助金	600,000	国土交通省	
他の助成金等	100,000	△△市	「3 車両導入計画」の 他の助成金等の額の計を 記載してください。
自己資金等	8,707,470		
合 計	11,407,470		

II 支出関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象 経 費 (b)	県補助金 申 請 額	備 考
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両購入費用	同額 11,407,470	9,515,000	2,000,000	JPN TAXI 匠 2 台、 和 1 台を購入
合 計	11,407,470	9,515,000	2,000,000	

オプションや諸費用等を含めた支払
総額（税込）を記載してください。

「3 車両導入計画」の
補助対象経費（車両本体価格）
の計を記載してください。

「3 車両導入計画」の県補助申請額の計
を記載してください。
また、(b)×1/3 かつ補助限度額以内であ
ることを確認してください。
（補助金額を 100 万円とする場合の確認は
不要です。）

研修計画等申告書

交付申請書と同じ日付を記載してください。

令和 7 年 6 月 1 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

(タクシー事業者)

法人の場合は、代表者の役職と氏名を記載してください。

住所又は所在地 仙台市青葉区本町 3-8-1
氏名又は名称 県庁タクシー株式会社
代表者名 代表取締役 宮城 太郎

以下のとおり申告します。

申告日現在の状況を記載してください。

1 タクシー事業の概要

業務体制	車両数	10 台	(うちユニバーサルデザインタクシー	1 台)
	運転手	10 人	(うちユニバーサルデザインタクシー運転手	1 人)

2 ユニバーサルデザインタクシー運送に関する研修計画

計画内容	計画期間	令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
	計画実施回数	運転者向け 2 回、教育担当者向け 2 回
	計画実施場所	本社駐車場・会議室
	計画実施人数	運転者 10 人、教育担当者向け 1 人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・実車を用いた乗降研修（乗務員当たり 10 分） ・お客様（高齢者・障害者）の接客について ・ 【教育担当者向け】 ・実車を用いた乗降研修 ・専門講師による講義

3 ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組計画

計画内容	・タクシー車内にUDタクシーの案内を掲示、利用呼びかけ ・当社ホームページにてUDタクシーの導入を告知
------	--

誓 約 書

私（法人である場合は当社）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙 4「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和 7 年 6 月 1 日

交付申請書と同じ日付を記載してください。

住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
県庁タクシー株式会社
代表取締役 宮城 太郎

- ※ リース事業者が申請する場合、リース事業者及び貸与先事業者の誓約書が必要。
- ※ 添付書類 役員等名簿（別紙 4）

法人の場合は、代表者の役職と氏名を記載してください。

役員等名簿

No	役職	シメイ (半角カナ)	氏名 (全角漢字)	生年月日(半角)				性別 (男:M、 女:F)	商号又は名称	住 所
				元号 (T・S・ H・R)	年	月	日			
1	代表取締役	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	S	47	11	11	M	県庁タクシー株式会社	仙台市青葉区上杉1-2-3
2	取締役	トウブ ジロウ	東部 次郎	S	40	5	5	M	県庁タクシー株式会社	石巻市あゆみ野5-7
3	取締役	センナン ハナコ	仙南 花子	H	1	3	3	F	県庁タクシー株式会社	柴田郡大河原町字南129-1 合庁アパート101号
4	監査役	トウキョウ イチロウ	東京 一郎	T	14	1	1	M	県庁タクシー株式会社	東京都新宿区西新宿2-8-1
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

・マンション、アパート名まで記載
・県外の場合は都道府県名から記載

元号(T:大正、S:昭和、H:平成、R:令和) 性別(M:男性、F:女性)

法人の場合は、登記事項証明書に記載のあるすべての役員等(監査役も含む)について記載願います。
個人事業主の場合は、事業主本人について記載願います。

貸与料金算定根拠明細書

交付申請書と同じ日付を記載してください。

令和 7 年 6 月 1 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

(リース事業者)

法人の場合は、代表者の役職と氏名を記載してください。

住所又は所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 - 1 7
氏名又は名称 ○○リース株式会社
代表者名 代表取締役 青 葉 太 郎

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所又は所在地	仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1
氏名又は名称	県庁タクシー株式会社
代 表 者 名	代表取締役 宮 城 太 郎

2 貸与する車両・リース期間・リース料金

No.	車名	型式	リース 期間 (月数)	リース料金 (税抜) (上段：総額 下段：月額)		
				補助金 なしの場合	補助金 有りの場合	差額
1	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	3 6 か月	3, 430, 800 円	2, 322, 000 円	1, 108, 800 円
				95, 300 円	64, 500 円	30, 800 円
2	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	3 6 か月	3, 430, 800 円	2, 628, 000 円	802, 800 円
				95, 300 円	73, 000 円	22, 300 円
3	JPN TAXI 和	6AA-NTP10	3 6 か月	3, 232, 800 円	2, 430, 000 円	802, 800 円
				89, 800 円	67, 500 円	22, 300 円
4					円	円
					円	円
5					円	円
					円	円
計				280, 400 円	205, 000 円	75, 400 円

リース料金総額について、「補助金なしの場合」と「補助金有りの場合」との差額は、国補助金・県補助金・他の助成金等の合計額以上になるようにリース料金を設定してください。
(例えば、県単独補助を受ける場合は 1 台当たり 80 万円以上、国・県両方の補助を受ける場合は 1 台当たり 100 万円以上の差額になるよう、リース料金を設定してください)

令和7年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
変更承認申請書

令和7年7月1日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

法人の場合は、代表者の役職
と氏名を記載してください。

交付決定通知に記載の日付と
番号を記入してください。

（申請者）

住所又は所在地 仙台市青葉区本町3-8-1

氏名又は名称 県庁タクシー株式会社

代表者名 代表取締役 宮城 太郎

令和7年6月10日付け宮城県（自振）指令第〇〇号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

変更する理由を記載してください。

国に交付申請をしていた1台分について交付決定されたため

2 変更の内容

県補助申請額を2,000,000円から1,600,000円に変更
事業完了予定日を令和7年9月30日に変更

事業内容の変更のほか、事業完了予定日も変更となる場合は、あわせて記載してください。

（交付決定を待っていたために発注日が遅れた場合など）

3 関係書類

- （1）事業計画書
- （2）貸与料金算定根拠明細書（リース事業者の場合）
- （3）その他知事が必要と認める書類

事業内容に変更が無く、事業完了予定日のみ遅れる場合は、遅延等報告書（様式第4号）の提出となりますので、県までご連絡ください。
（変更承認申請書は不要です。）

事業計画書（変更）

1 事業者の概要

氏名又は名称	県庁タクシー株式会社		
住所又は所在地	仙台市青葉区本町 3-8-1		
代表者名	代表取締役 宮城 太郎		
従業員数	50人	資本金又は出資金	1,000万円
申請担当者の連絡先	住所	仙台市青葉区本町 3-8-1	
	所属	総務課	
	役職	主任	
	氏名	宮城 花子	
	電話	022X-XX-XXXX	
	FAX	022X-XX-XXXX	
	Email	kencho-taxi@XXX.pref.miyagi.jp	

2 事業の概要

事業実施場所	仙台市太白区長町 7-22-20 (長町営業所)	
事業内容	導入予定台数	3 台
	車両導入計画	「3 車両導入計画」のとおり
	事業完了予定日	令和 7 年 9 月 30 日

補助対象車両を配置する営業所の所在地を記載してください。

「3 車両導入計画」に記載する完了予定日と一致させてください。(複数台購入の場合は、最も遅い日付)
最長で令和8年3月31日です。

「3 車両導入計画」に記載する台数と一致させてください。

3 車両導入計画

完了予定日は、最長で
令和7年3月31日です。
(最も遅い日付で構いません)

値引き後の消費税抜きの金
額を記載してください。

国及び県以外の補助金・助成
金等について、申請予定も含
め記載してください。

No.	車名	型式	使用の本拠の 位置(市町村名)	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費 (車両本体価格)	県補助申請額	国補助 申請状況	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月1日 完了 令和7年9月30日	3,240,000 円	400,000 円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☒ 交付決定済	600,000 円	100,000 円
2	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月10日 完了 令和7年8月10日	3,240,000 円	400,000 円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☒ 交付決定済	600,000 円	円
3	JPN TAXI 和	6AA-NTP10	仙台市	着手 令和7年6月1日 完了 令和7年9月30日	3,035,000 円	800,000 円	☒ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済		
				着手 完了	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済		
5				着手 完了	円	円	☐ 申請なし ☐ 申請予定 ☐ 交付申請中 ☐ 交付決定済	円	円
計					9,515,000 円	1,600,000 円		1,200,000 円	100,000 円

車名とグレード名を
記載してください。

使用の本拠の位置として
登録する予定の市町村名
を記載してください。

着手予定日は車両発注の予定
日、完了予定日は車両登録と代
金支払の両方が完了する予定日
を記載してください。
(申請日から10日以上先の日
程となっているか要確認)

国補助申請状況を
「☒交付決定済」とした
場合のみ、交付決定金額
を記載してください。

登録形態

自己所有 ・ リース

該当する登録形態を○で
囲んでください。

※リースの場合は、貸与料金算定根拠明細書を作成し、添付すること。

6台以上申請する場合は、本用紙を複数枚用意の上、1枚目の用紙に補助対
象経費、県補助申請額、国補助交付決定額、他の助成金等の額の計をそれぞ
れ記入してください。(1枚目以外の用紙の合計欄には記載しないこと。)

4 収支予算書

I 収入関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	金 額		調 達 先	
	変更前	変更後		
県補助金	2,000,000	1,600,000	宮城県	「3 車両導入計画」の 国補助交付決定額の計を 記載してください。
国補助金	600,000	1,200,000	国土交通省	
他の助成金等	100,000	100,000	△△市	
自己資金等	8,707,470	8,507,470		「3 車両導入計画」の 他の助成金等の額の計を 記載してください。
合 計	11,407,470	11,407,470		

II 支出関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する経費 (a)		補助対象 経 費 (b)		県補助金 申 請 額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
ユニバーサルデザイン タクシー車 両購入費用	11,407,470	11,407,470	9,515,000	9,515,000	2,000,000	1,600,000	JPN TAXI 匠2台、 和1台を 購入
合 計	11,407,470	11,407,470	9,515,000	9,515,000	2,000,000	1,600,000	

オプションや諸費用等を含めた支払
総額（税込）を記載してください。

「3 車両導入計画」の
補助対象経費（車両本体価格）
の計を記載してください。

「3 車両導入計画」の県補助申請額の計
を記載してください。
また、(b)×1/3 かつ補助限度額以内であ
ることを確認してください。
(補助金額を100万円とする場合の確認は
不要です。)

リース事業者が変更承認申請をする場合には、
本書類も提出する必要があります。

変更承認申請書と同じ日
付を記載してください。

貸与料金算定根拠明細書

令和 7 年 7 月 1 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

(リース事業者)

法人の場合は、代表者の役職
と氏名を記載してください。

住所又は所在地 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 - 1 7
氏名又は名称 ○○リース株式会社
代表者名 代表取締役 青葉 太郎

下記の内容のとおりです。

1 貸与先の事業者

住所又は所在地	仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1
氏名又は名称	県庁タクシー株式会社
代 表 者 名	代表取締役 宮城 太郎

2 貸与する車両・リース期間・リース料金

No.	車名	型式	リース 期間 (月数)	リース料金 (税抜) (上段：総額 下段：月額)		
				補助金 なしの場合	補助金 有りの場合	差額
1	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	3 6 か月	3,430,800 円	2,322,000 円	1,108,800 円
				95,300 円	64,500 円	30,800 円
2	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	3 6 か月	3,430,800 円	2,412,000 円	1,018,800 円
				95,300 円	67,000 円	28,300 円
3	JPN TAXI 和	6AA-NTP10	3 6 か月	3,232,800 円	2,430,000 円	802,800 円
				89,800 円	67,500 円	22,300 円
4					円	円
5					円	円
計				280,400 円	199,000 円	81,400 円

リース料金総額について、「補助金なしの場合」と「補助金有りの場合」との差額は、国補助金・県補助金・他の助成金等の合計額以上になるようにリース料金を設定してください。
(例えば、県単独補助を受ける場合は 1 台当たり 80 万円以上、国・県両方の補助を受ける場合は 1 台当たり 100 万円以上の差額になるよう、リース料金を設定してください)

令和7年度宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金
実績報告書

令和7年9月15日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

法人の場合は、代表者の役職
と氏名を記載してください。

（申請者）

住所又は所在地 仙台市青葉区本町3-8-1

氏名又は名称 県庁タクシー株式会社

代表者名 代表取締役 宮城 太郎

交付決定通知に記載の日付と
番号を記入してください。

令和7年4月30日付け宮城県（自振）指令第〇〇号で宮城県ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業費補助金の交付決定の通知のありました補助事業について、以下のとおり完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の内容 別紙「事業報告書」のとおり

2 補助金申請額 金2,000,000円

3 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 研修実施状況等報告書
- (3) 債権者登録票
- (4) 補助対象車両の購入代金に係る請求書等の写し
- (5) 車両代金支払いに係る領収書等の写し
- (6) リース契約書の写し（リース事業者の場合）
- (7) 補助対象車両の自動車検査証の写し
- (8) 補助対象車両の写真
- (9) その他知事が必要と認める書類

別紙1（事業報告書）の
「3 車両導入実績」及び
「4 収支決算（見込）書」の
県補助金申請額を記載してく
ださい。

事業報告書

1 事業者の概要

氏名又は名称	県庁タクシー株式会社		
住所又は所在地	仙台市青葉区本町 3-8-1		
代表者名	代表取締役 宮城 太郎		
従業員数	50人	資本金又は出資金	1,000万円
担当者の連絡先	住所	仙台市青葉区本町 3-8-1	
	所属	総務課	
	役職	主任	
	氏名	宮城 花子	
	電話	022X-XX-XXXX	
	FAX	022X-XX-XXXX	
	Email	kencho-taxi@XXX.pref.miyagi.jp	

2 事業実績

事業実施場所	補助対象車両を配置した営業所の所在地を記載 仙台市太白区長町 7-22-20 (長町営業所)	
事業内容	導入台数	3 台
	導入車両実績	「3 車両導入実績」のとおり
	事業完了日	令和 7 年 8 月 30 日

「3 車両導入計画」に記載する完了予定日と一致させてください。(複数台購入の場合は、最も遅い日付)

「3 車両導入実績」に記載する台数と一致させてください。

車両登録と車両代金の支払いの両方が
完了した日を記載してください。

3 車両導入実績

No.	車名	型式	車台番号	使用の本拠の 位置（市町村名）	補助対象事業の 完了日	補助対象経費 （車両本体価格）	県補助申請額	国補助 交付決定額	他の助成 金等の額
1	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	NTP10-XXXXXXX	仙台市	令和7年7月25日	3,240,000 円	400,000 円	600,000 円	100,000 円
2	JPN TAXI 匠	6AA-NTP10	NTP10-YYYYYYY	仙台市	令和7年8月1日	3,240,000 円	800,000 円	円	円
3	JPN TAXI 和	6AA-NTP10	NTP10-ZZZZZZZ	仙台市	令和7年8月30日	3,035,000 円	800,000 円	円	円
4							円		円
5							円	円	円
計						9,515,000 円	2,000,000 円	600,000 円	100,000 円

6台以上導入した場合は、本用紙を複数枚用意の上、1枚目の用紙に補助対象経費、県補助申請額、国補助交付決定額、他の助成金等の額の計をそれぞれ記入してください。（1枚目以外の用紙の合計欄には記載しないこと。）

登録形態	自己所有 ・ リース	貸与先の事業者 ※リースの場合のみ記入	住所又は所在地	
			氏名又は名称	

※リースの場合は、リース契約書の写しを添付すること。（複数台の契約の場合は、1台ごとの契約期間及びリース料金がわかる内訳を添付すること）

4 収支決算（見込）書

I 収入関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	金 額	調 達 先	備 考
県補助金	2,000,000	宮城県	「3 車両導入実績」の 国補助交付決定額の計を 記載してください。
国補助金	600,000	国土交通省	
他の助成金等	100,000	△△市	「3 車両導入実績」の 他の助成金等の額の計を 記載してください。
自己資金等	8,707,470		
合 計	11,407,470		

II 支出関係（令和7年度）

（単位：円）

区 分	補助事業に 要した経費 (a)	補助対象 経 費 (b)	県補助金 申 請 額	備 考
ユニバーサルデ ザインタクシー 車両購入費用	11,407,470	9,515,000	2,000,000	JPN TAXI 匠2台、 和1台を購入
合 計	11,407,470	9,515,000	2,000,000	

オプションや諸費用等を含めた支払
総額（税込）を記載してください。

「3 車両導入計画」の県補助申請額
の計を記載してください。
また、(b)×1/3 かつ補助限度額以内で
あることを確認してください。
(補助金額を100万円とする場合の確
認は不要です。)

「3 車両導入実績」の
補助対象経費（車両本体価格）
の計を記載してください。

研修実施状況等報告書

実績報告書と同じ日付を記載してください。

令和 7 年 9 月 1 5 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩 殿

(タクシー事業者)

法人の場合は、代表者の役職と氏名を記載してください。

住所又は所在地 仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1
氏名又は名称 県庁タクシー株式会社
代表者名 代表取締役 宮城 太郎

以下のとおり報告します。

1 タクシー事業の概要

報告日現在の状況を記載してください。

業務体制	車両数	1 2 台	(うちユニバーサルデザインタクシー	3 台)
	運転手	1 2 人	(うちユニバーサルデザインタクシー運転手	3 人)

2 ユニバーサルデザインタクシー運送に関する研修の実施状況

研修 実施状況	実施期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 0 日
	研修実施回数	運転者向け 2 回、教育担当者向け 2 回
	研修実施場所	本社駐車場・会議室
	研修実施人数	運転者 1 2 人、教育担当者 1 人
	研修実施内容	【運転者向け】 ・実車を用いた乗降研修(乗務員当たり 1 0 分)(7 月 3 0 日) ・お客様(高齢者・障害者)の接客について(8 月 2 0 日) ・ 【教育担当者向け】 ・実車を用いた乗降研修(7 月 3 0 日) ・専門講師による講義(8 月 1 0 日)

3 ユニバーサルデザインタクシーの普及及び啓発に関する取組の実施状況

取組 実施状況	・タクシー車内にUDタクシーの案内を掲示、利用呼びかけ ・当社ホームページにてUDタクシーの導入を告知
------------	--

取組実施状況のわかる資料や写真等があれば、添付をお願いします。